

ダークファイバ利用希望 新規事業者様説明資料

Ver.4.1

NTT東日本 相互接続推進部 接続営業部門

目次

1. NTT東日本と相互接続するための条件
2. 光ファイバ設備の構成
3. ダークファイバと一般サービス回線の相違点
4. 調査から相互接続開始までの概要
5. 接続料金(月額料)
6. 月額使用料(網使用料)費用算出方法
7. 一時金(工事費)
8. 一時金(手続費)
9. 相互接続手順および違約金(全体フロー)
10. その他の相互接続に関するルール等について
11. 事前調査申込書・接続申込書
12. 情報の提出 接続約款第48条の3

1. NTT東日本と相互接続するための条件

当社との相互接続には下記のような条件が必要です。

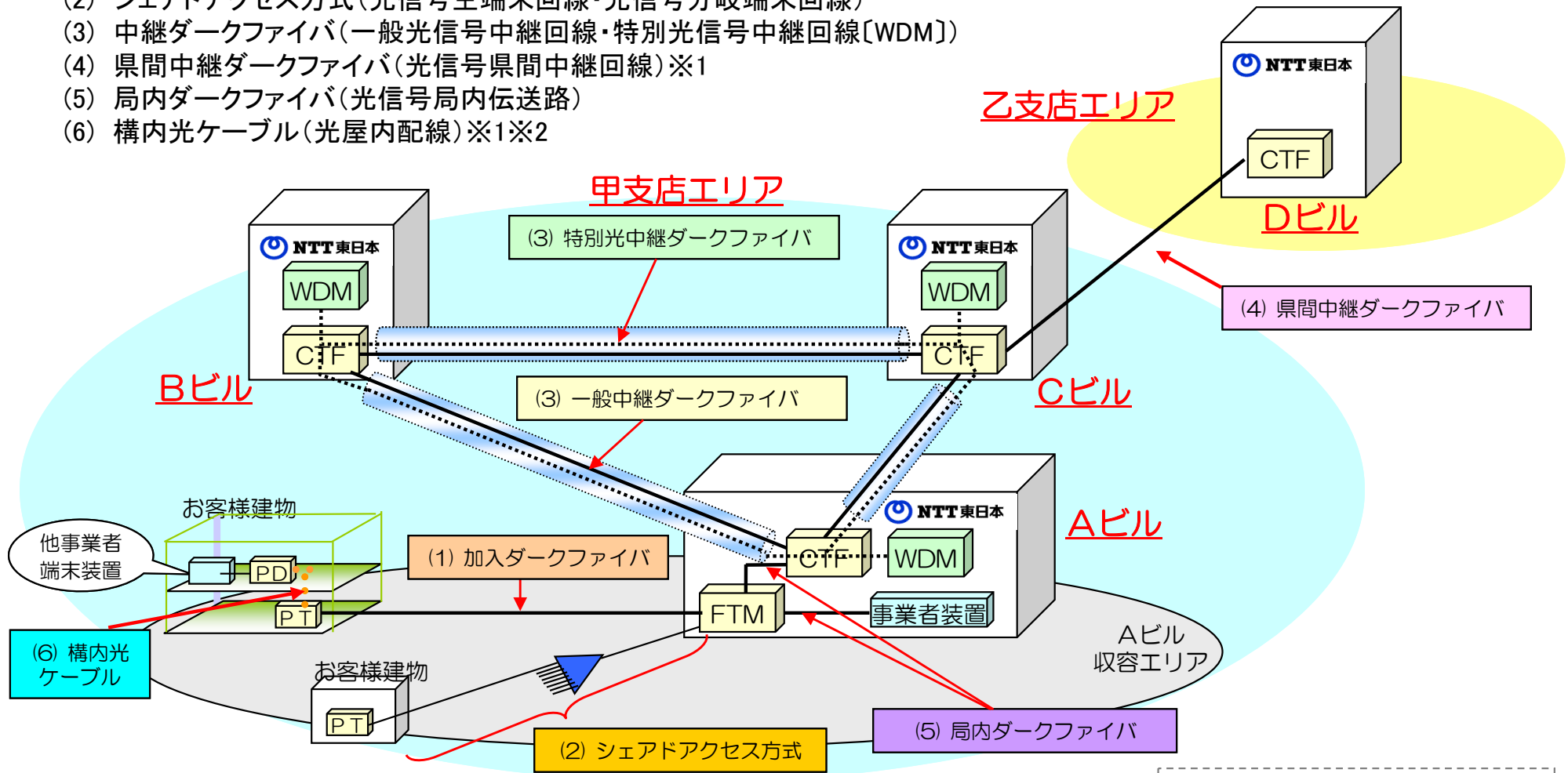
1. ダークファイバのご提供は、電気通信事業者様に限らせて頂いております。
（電気通信事業者として総務大臣の登録を受けるか、届出が必要です。）
2. 相互接続のルールに基づきダークファイバのご提供をさせて頂く事から、電気通信事業者様の電気通信設備と直接接続する必要があります。
3. ダークファイバは、エンドユーザへの電気通信役務提供を目的としてご利用頂く必要がございます。（電気通信事業者様ご自身による自家利用や転貸を目的としてダークファイバのご提供はできません。）
4. 電気通信役務提供を目的として、ダークファイバのご利用を頂く事から、原則として放送役務を目的としたご利用は頂けません。

2. 光ファイバ設備の構成

ダークファイバ全体構成図

光ファイバは、全て1芯単位で提供し、提供形態には、下記の6つの形態があります。

- (1) 加入ダークファイバ(端末回線伝送機能)
- (2) シェアドアクセス方式(光信号主端末回線・光信号分岐端末回線)
- (3) 中継ダークファイバ(一般光信号中継回線・特別光信号中継回線[WDM])
- (4) 県間中継ダークファイバ(光信号県間中継回線)※1
- (5) 局内ダークファイバ(光信号局内伝送路)
- (6) 構内光ケーブル(光屋内配線)※1※2



FTM、CTF：光成端架、光配線架
PT、PD：光成端盤

※1 非指定電気通信設備との接続における非指定約款に基づかない協定編にて提供

※2 既に設置された当社の屋内光ケーブルがあり、かつ提供可能な空きが存在する場合に提供

3. ダークファイバと一般サービス回線の相違点

<事前検討およびお申込等について>

- (1) 相互接続(ダークファイバ)の各種規定は、接続約款に準じます。
- (2) ダークファイバの提供は、アンバンドル提供となり各種ダークファイバを協定事業者様にて選定いただき、提供をするサービスとなります。
- (3) 原則、ダークファイバの選定やエリアの特定等のサポートやコンサルティング等を、弊社の営業担当にて行うサービスではありません。
- (4) 相互接続(ダークファイバ)に関する契約は、事業者様とNTT東日本にて行い、第三者(エンドユーザ)への対応は、事業者様にて実施いただきます。
- (5) ダークファイバの提供に関する必要な情報(エリア情報、操作マニュアル等)は弊社ホームページに掲載しております。ご確認ください、必要な手続き、申込等を実施ください。

<保守等について>

- (6) ダークファイバの故障検出については、芯線のみ提供であることから、NTT側で検出が困難であるため、ご利用いただいている事業者様自身により事業者様設備とNTT東日本に本設備の故障箇所を特定(以下、「切り分け」)を実施いただきから対応することとしております。
- (7) 切り分けの結果、NTT東日本区間に原因であると特定した場合、故障対応依頼表(保守確認事項で定める故障基準と所定の様式)をNTT東日本の故障受付連絡先へ提出(光ファイバ開通申込受付システムにて申請)していただきます。
- (8) 協定事業者様の依頼に基づき故障派遣等の対応をした結果、NTT東日本設備に異常が無いと判明した場合は、派遣等に要した費用を負担いただきます。
- (9) NTT東日本設備に支障移転等の工事が発生した場合、工事通報書にて連絡(光ファイバ開通申込受付システムにて通知)をいたしますので、エンドユーザへの回線借用を含めた調整等は、協定事業者様にて実施いただきます。

4. 調査から相互接続開始までの概要

当社との相互接続手順は、①「事前調査」から「接続申込」、「相互接続点調査及び設置申込」、「線路設備調査及び接続申込」、「電柱添架申請」②設備の設置等の工事関係③相互接続協定等の作成・締結関係の3つのフェーズに分かれています。

■事前相談

接続約款に基づく義務的手続きではありません。他事業者様に相互接続について、十分な知識を得ていただき、その後の接続協議を円滑に推進するための他事業者様のご要望による無料コンサルティングです。

事前相談は任意のものであり、これを必要としない他事業者様は、当初から相互接続点調査及び設置申込・線路設備調査及び接続申込・事前調査申込の手続きを開始いただくことが可能です。

■「事前調査」及び「接続申込」

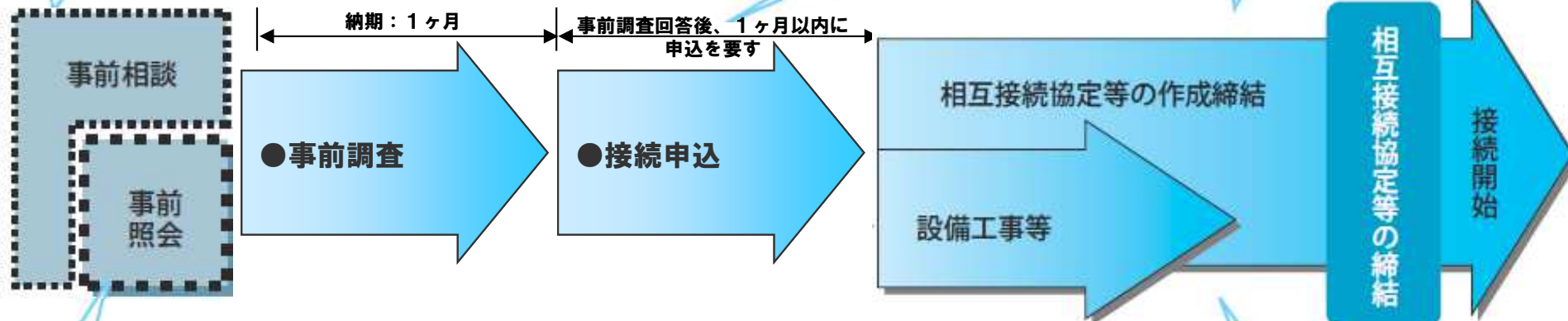
他事業者様が希望された相互接続の内容・時期等の可否等について調査回答し、接続の意思表示を受け付ける手続き

■相互接続協定

相互接続に関する事業者間の契約を締結

■事業者間確認事項

接続開始後の料金精算や保守に関する具体的な事務処理を定めた確認事項を締結



■事前照会

コロケーションを行うおとする当社の通信用建物等に関する情報又は光ファイバ設備との接続に関する情報の事前照会
(必須の手続きではありません)

【その他の手続き】

■相互接続点 (POI) 調査及び設置申込

当社の通信用建物等への他事業者様設備の設置の要望を受け付け、設置の可否等について調査回答のうえ、空き場所等を保留する手続き。

■線路設備調査及び接続申込

中継系光ファイバ設備について、他事業者様からの利用の要望を受け付け、芯線数及び接続開始希望時期での提供可否等について調査回答し、未利用芯線を保留する手続き。

■光回線設備接続申込

加入者光ファイバ及び局内光ファイバ設備について、他事業者様からの利用の要望を受け付ける手続き。

■電柱添架申請

当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等の設置の要望を受け付ける手続き。電柱添架の可否等について調査回答し、空き場所等を保留します。

*それぞれの申込みは事前調査申込みと同時にすることも可能です。(事前照会も同時に行うことができます。)

■他事業者様設備の設置工事

他事業者様が自前で行う工事と当社が他事業者様の依頼に基づき行う設備建設請負工事があります。

■当社接続用設備の設置・改修工事
相互接続にあたって当社の接続用設備の設置・改修が必要な場合に個別に実施する工事。

当社接続約款記載条件以外のご要望の場合は、ご要望される条件 (機能) を実現するための開発期間が必要です。(P.40~P.46をご参照ください。)

5. 接続料金(月額料)2024.4適用

月額料金として発生する料金は網掛けの部分となります。

加入DFの月額料 : 端末回線伝送機能 + 加算料(負担金相当) + 光回線設備管理機能

中継DFの月額料 : 光信号中継伝送機能 + 光回線設備管理機能 ※局内DFを利用される場合には、別途、加算料(光信号局内伝送路)が必要

請求項目			料金額	適用単位	
加入者線光ファイバ (加入DF)	端末回線 伝送機能	フィルタ有り	保守タイプ1-1	2,052円	回線
			保守タイプ1-2	2,052円	回線
			保守タイプ2	2,114円	回線
		フィルタ無し	保守タイプ1-1	2,052円	回線
			保守タイプ1-2	2,052円	回線
			保守タイプ2	2,114円	回線
	加算料(負担金相当)			156円	回線
	加算料(光信号局内伝送路)	通信用建物内	403円	回線	
		通信用建物間	0.916円	メートル(回線)	
	加算額(屋内配線相当)			1,000円	配線
光回線設備管理機能(回線ごと)			43円	回線	
中継光ファイバ (中継DF)	光信号中継伝送機能	フィルタ有り	0.916円	メートル(回線)	
		フィルタ無し	0.916円	メートル(回線)	
	加算料(光信号局内伝送路)	通信用建物内	403円	回線	
		通信用建物間	0.916円	メートル(回線)	
	光回線設備管理機能(回線ごと)			43円	回線
局内光ファイバ (単独提供) (局内DF)	光信号局内伝送機能	通信用建物内	403円	回線	
		通信用建物間	0.916円	メートル(回線)	
	光信号局内回線管理機能(回線ごと)			43円	回線

<参考>

◆フィルタ有無について

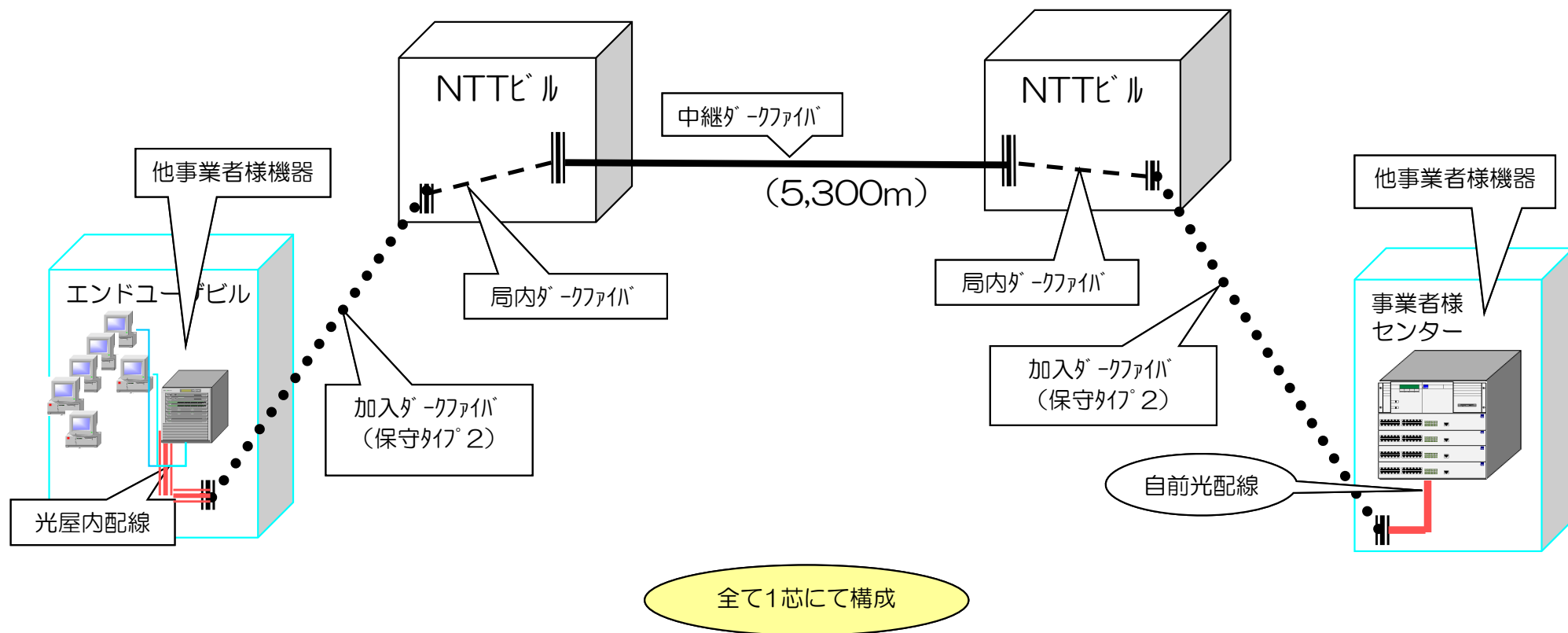
- ・フィルタ有
SMケーブル : 1.31μmのみ透過
(1.55μm、1.65μm等は遮断)
DSMケーブル : 1.55μmのみ透過
(1.31μm、1.65μm等は遮断)
- ・フィルタ無
SMケーブル : 1.31μm保証
DSMケーブル : 1.55μm保証

◆保守タイプについて

- ・故障受付時間
全タイプ 24時間受付
- ・故障対応時間
保守タイプ1-1 : 平日 9:00~17:00
保守タイプ1-2 : 全日 9:00~17:00
保守タイプ2 : 24時間

* : 加入者線光ファイバ数、中継光ファイバ数及び局内光ファイバ(単独提供)数の合計値から算出。

6.月額使用料(網使用料)費用算出方法



項目	単位	コスト算出 (月額使用料)
加入DF	1芯毎/ビル	$(2,114円(保守タイプ2) + 156円(加算料(負担金相当)) + 43円(光回線設備管理機能)) \times 2芯 = 4,626円$
中継DF	1芯毎/1m当り	$(0.916円(一般光信号中継伝送機能) \times 5,300m(距離) + 43円(光回線設備管理機能)) \times 1芯 = 4,897円$
局内DF	1芯毎/1区間	$(403円(加算料) + 43円(光回線設備管理機能)) \times 1芯 \times 2区間 = 892円$
光屋内配線	1芯毎/1区間	$1,000円(加算料(光屋内配線相当)) \times 1芯 = 1,000円$
		合計 11,415円/月

7.一時金(工事費) 2024.4適用

原則、加入DF、中継DFの新規開通に関する工事費は掛かりません。

局内DFとの接続がある場合、エンドユーザビル側設備に関し光屋内配線をご利用の場合には、下記のとおり工事費が発生いたします。

請求項目		料金額	適用単位	
加入者線光ファイバ (加入DF)	通信用建物内伝送路接続工事費	基本工事費相当	1,000円 1工事ごと	
		回線接続等工事費相当	1,000円 1工事ごと	
	光信号伝送路接続工事費		実費 1工事ごと	
	構内伝送路 設備設置工 事費	基本額	4,500円 1工事ごと	
		加算額	3,500円 屋内配線工事費相当額が「29,000円」を超えるごと	
		屋内配線工事費相当	既設配線を利用しない	16,300円 1配線工事ごと
			既設配線を利用	9,600円 1配線工事ごと
	光回線設備収容替工事費	基本額	7,301円 1工事ごと	
		加算額	8,590円 1工事ごと	
	光回線設備接続モジュール取替工事費	基本額	7,301円 1工事ごと	
加算額		12,882円 1工事ごと		
中継光ファイバ (中継DF)	通信用建物内伝送路接続工事費	基本工事費相当	1,000円 1工事ごと	
		回線接続等工事費相当	1,000円 1工事ごと	
	光信号伝送路接続工事費		実費 1工事ごと	
	光回線設備収容替工事費	基本額	1,501円 1工事ごと	
		加算額	8,268円 1工事ごと	
	光回線設備接続モジュール取替工事費	基本額	1,501円 1工事ごと	
加算額		10,955円 1工事ごと		
局内光ファイバ (単独提供)	通信用建物内伝送路接続工事費	基本工事費相当	1,000円 1工事ごと	
		回線接続等工事費相当	1,000円 1工事ごと	
	光信号伝送路接続工事費		実費 1工事ごと	

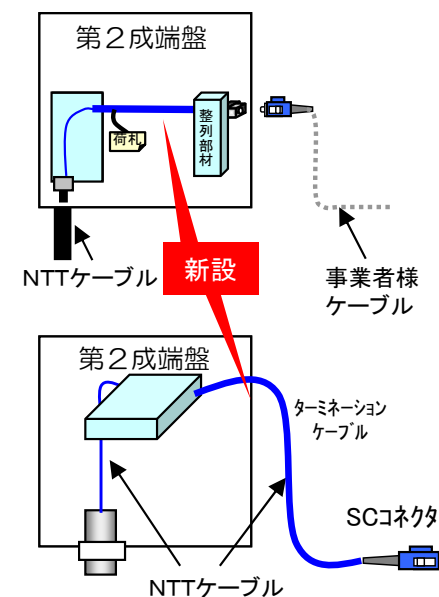
<参考>

◆通信用建物内伝送路接続工事費
例: 加入DFと中継DFを接続する局内DFの工事費用

・計算方法
基本工事費(1,000円)+回線接続等工事費(2箇所分)=3,000円



◆構内伝送路設備設置工事費
屋内配線工事費相当
構内ケーブル(タネ系)があり、第2成端盤で提供する際、ターミネーションケーブル等で接続



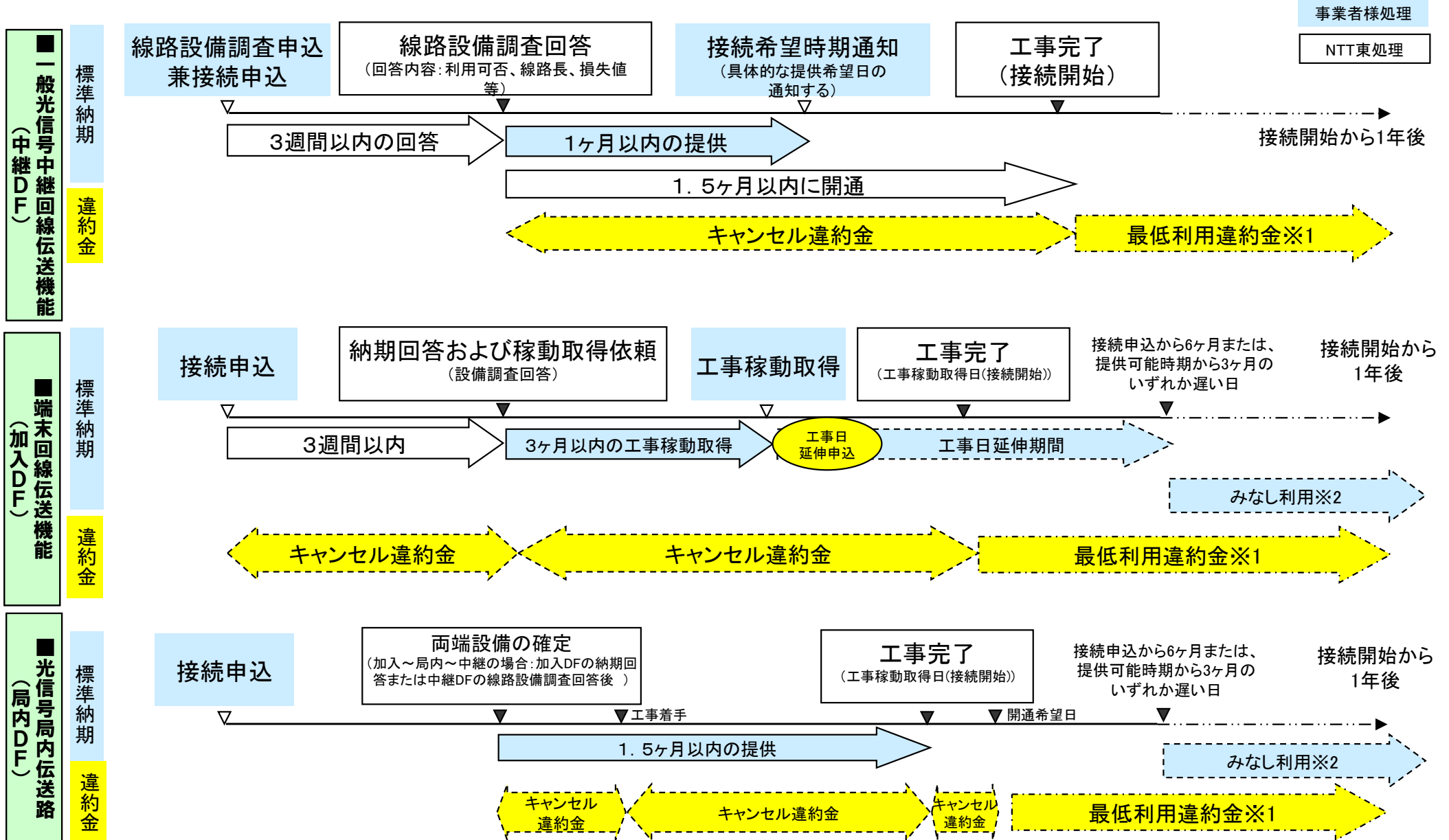
8.一時金(手続費) 2024.4適用

加入DF, 中継DF共に、新規開通時の初回のみ光回線設備設置手続費が掛かります。また、中継DFの手続費は新規中継DFの開通申込時に1区間毎に発生いたします。

請求項目			料金額	適用単位	
加入者線光ファイバ	光回線設備設置手続費		800円	回線	
	光回線設備線路条件調査費	伝送損失調査またはパルス測定結果	利用者の建物で測定を行う場合	6,547円	1地点ごとの1調査ごとに
			当社の通信用建物で測定を行う場合	754円	1地点ごとの1調査ごとに
		加算額	857円	1回線ごとの1調査ごとに	
	経過年数調査		1,721円	区間	
中継光ファイバ	光回線設備設置手続費		800円	回線	
	光回線設備線路条件調査費	伝送損失調査またはパルス測定結果	利用者の建物で測定を行う場合	6,547円	1地点ごとの1調査ごとに
			当社の通信用建物で測定を行う場合	754円	1地点ごとの1調査ごとに
		加算額	857円	1回線ごとの1調査ごとに	
	経過年数調査		1,721円	区間	
線路設備調査費		2,223円	1区間		
局内光ファイバ (単独提供)	光信号局内伝送設備設置手続費		800円	回線	
相互接続点調査	自前局内配線に関する調査のみ		870円	1ビル・1件	
	コロケーション及び電力、配線に関する調査		9,138円	1ビル・1件	
	その他(共用ラック、管路、マンホール等)		6,444円	時間・人	

9. 相互接続手順および個別費用負担について

各種ダークファイバは光ファイバ開通申込受付システムにてお申込みいただきます。手順および標準納期は以下のとおりです。



※1 最低利用違約金(利用開始日より1年間)が設定されており、新規開通日より1年以内に解約された場合は最低利用違約金が発生します。(1年間分の利用料金-請求済料金)

※2 みなし利用: 接続開始期日以降、リソース保留期間を延伸される場合には、接続開始期日から利用開始されたものとみなし、利用料をお支払いいただきます。

なお、リソース保留の延伸は、事業者様が接続開始期日(接続申込から6ヶ月、または納期回答から3ヶ月のいずれか遅い日)までに当社へ延伸したい旨をお申し出いただき、当社が認めた場合に限りです。

10. その他の相互接続に関するルール等について

相互接続に関するその他の手続き等は、相互接続ガイドブックを参照ください。

The screenshot shows the NTT East Japan corporate website. The navigation menu includes '企業情報' (Corporate Information), 'お知らせ・報道発表' (News & Press Releases), 'CSR活動' (CSR Activities), '災害対策' (Disaster Response), '広報宣伝活動' (Public Relations & Marketing), '採用情報' (Recruitment Information), and '公開情報' (Public Information). The '公開情報' section is expanded, showing a list of links. The link '相互接続ガイドブック' (Mutual Connection Guidebook) is highlighted with a red rectangular box. Other visible links include '接続約款', '網機能提供計画等', '接続会計報告書', '設備導入計画提示マニュアル', '相互接続に関する情報', 'トラヒック等', '契約款等', '活用業務実施状況', '公開情報一覧', '情報開示の考え方', '更新履歴', 'よくあるご質問', '契約約款集', '技術参考資料', '適合検査、技術的条件', 'インフォメーションNTT東日本', 'ユニバーサルサービス制度', '通信サービスの使命', '加入電話及びADSL等の基本料費用の算定について', '公衆電話インフォメーション', and '電子公告'.

The screenshot shows the '相互接続ガイドブック' (Mutual Connection Guidebook) page. The page title is '相互接続ガイドブック'. Below the title, there is a brief introduction in Japanese. A table of contents is displayed, with the first three parts highlighted in a green box. The table of contents is as follows:

Part	Content
第1部	相互接続共有手続き 相互接続共通手続き [4.3MB]
第2部	接続形態ごとの個別手続き 接続形態ごとの個別手続き [8.2MB]
第3部	相互接続に関する参考情報(接続ルールと当社の取組み) 相互接続に関する参考情報(接続ルールと当社の取組み) [3.6MB]

Below the table of contents, there is a section for 'お問い合わせ先' (Contact Information).

The green-bordered box contains a detailed table of contents for the Mutual Connection Guidebook, organized into three main parts:

- 第1部 相互接続共有手続き**
 - 第1章 当社のネットワークとの相互接続の概要
 - 第2章 相互接続開始までの手順
 - 第3章 各種様式
- 第2部 接続形態ごとの個別手続き**
 - 第1章 電話系相互接続
 - 第2章 光ファイバ
 - 第3章 MDF接続 (DSLサービス関連)
 - 第4章 IP通信網 (フレッツサービス)
 - 第5章 コロケーション
 - 第6章 管路・電柱等
 - 第7章 キャリアズレート
- 第3部 相互接続に関する参考情報 (接続ルールと当社の取組み)**
 - 第1章 接続ルールと当社の取組み
 - 第2章 ネットワークのオープン化の取組み
 - 第3章 情報公開の取組み
 - 第4章 その他の当社取組み

11. 事前調査申込書・接続申込書

事前調査申込書、接続申込書は以下の様式となります。

第 号
平成 年 月 日

東日本電信電話株式会社
相互接続推進部長
●●● 様

●●●● 株式会社
●●長 ●●●● 印

事前調査申込書

次のとおり、御社の網との接続を行いたいので、事前調査を申込みます。 エンドユーザに提供する役務やサービスをご記入願います。

接続の概要	<ul style="list-style-type: none"> 御社光ファイバケーブル芯線の提供及び、ファイバケーブル成端盤での接続により、●●●●●●を行う。 御社が提供する光信号端末回線の概算納期について、内訳を介して御社からの情報提供を受ける手続の開始。
協議事項に関する具体的内容	別途資料参照
接続希望時期	平成●●年●●月
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	●●●●● 株式会社 ●●●●● 電話：××-××××-×××× e-Mail: xxx@xxxx.co.jp

平成●●年●●月●●日

接続申込書

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長
●●● 宛

会社名 ●●●●● 株式会社

郵便番号 〒XXXX-XXXX

住所 ●●●

氏名 代表取締役社長 ●●●

事業許可(登録、届出)の番号及び年月日

第 ●●種電気通信事業者 ●●●号

取得月日●●年●●月●●日

弊社事前調査申込書(平成●●年●●月●●日)に対する貴社回答書(平成●●年●●月●●日付、東相第●●●-●●●号)につきまして、回答書の内容で接続を申し込みます。

12.情報の提出① <ご依頼事項>

損益計算書・貸借対照表の直近2期分のご提出をお願いいたします。

◆接続約款第48条の3(情報の提出)第2項関連

接続約款第48条の3(情報の提出)第2項に規定する「当社が別に定める情報」は、下記の情報とします。

1. 期末決算に関する情報

- ・損益計算書
(当期末処分利益の記載がない場合には、その内容を記載した書類が必要となります)
- ・貸借対照表
上記それぞれについて、税務申告書に添付する直近2期分(既に提出いただいた期分を除きます)とします。

2. 四半期決算又は半期決算に関する情報

- ・損益計算書
- ・貸借対照表
上記それぞれについて、公認会計士又は監査法人等当社が承認した者によってその内容が証明されていることとします。

◆接続約款第77条の3に関する措置

当社は、接続約款第77条の3に規定する債務の履行の担保について、同条第1項各号に該当する場合であっても、月ごとに想定される負担額が10万円未満である場合には、当面、その請求を留保するものとします。ただし、現に支払い遅延が発生している場合等、接続事業者様の信用不安が顕在化していると当社が判断した場合は、この限りではありません。

◆接続約款第77条の3第1項第3号関連

当社は、接続約款第77条の3(債務の履行の担保)第1項第3号に規定する「直近の決算において債務超過であるとき」に該当するか否かの判断にあたり、接続事業者様が自ら下記の情報を提出した場合には、下記の情報についても直近の決算として取り扱います。
なお、四半期決算に関する情報にて当該接続事業者様の債務超過の解消を当社が確認した場合、当該接続事業者様は、その期中、当社に対して継続的に四半期決算に関する情報をご提出いただく必要があります。

四半期決算又は半期決算に関する情報

- ・損益計算書
- ・貸借対照表
上記それぞれについて、公認会計士又は監査法人等当社が承認した者によってその内容が証明されていることとします。

12.情報の提出② <ご依頼事項>

◆接続約款第77条の3(債務の履行の担保)第1項第4号関連

当社は、接続約款第77条の3(債務の履行の担保)第1項第4号に規定する「当社が指定する信用評価機関」は下記の信用評価機関とし、「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準」は下記のいずれかに該当するときとします。

- ・株式会社帝国データバンクの信用調査報告書において「D2(44~46)」以下であるとき
- ・株式会社東京商工リサーチの調査レポート(TSR REPORT)において「46」以下であるとき
- ・株式会社日本格付研究所の取引先財務力評価サービス(中小企業信用リスク推定モデル(JCREST))において「現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある『4』(9段階のうち下位3段階目)」以下であるとき

接続約款第77条の3(債務の履行の担保)第1項第4号に規定する「当社が別に定めるもの」は下記のすべてを満たすものとします。

- ・接続事業者様が、支払いを怠るおそれがないことを、合理的に示すもの
- ・公認会計士、監査法人、税理士又は金融機関等当社が承認した者によってその資料の内容が証明されているもの

◆接続約款第77条の3第4項関連

当社は、接続約款第77条の3第4項に規定する債務の履行の担保について、同条第1項各号に該当する場合であっても、下記の各機能に係る担保額の合計が100万円未満である場合には、その請求を留保するものとします。ただし、現に支払い遅延が発生している場合等、接続事業者様の信用不安が顕在化していると当社が判断した場合は、この限りではありません。

- ・端末回線伝送機能(接続約款料金表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄に係るものに限りませぬ。)
- ・光信号中継伝送機能
- ・光信号局内伝送機能